

2026年1月

お客様 各位

当座勘定規定書の改正について

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

＜ろうきん＞では当座預金からのお支払について、払戻請求書のお取扱を開始するため、下記のとおり当座勘定規定書を改正いたします。

なお、改正後の新規定書は、改正前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますのでご了承ください。

※最新の預金等利用規定については、当金庫ホームページでご確認ください。

※印刷した規定の交付をご希望の場合は、当金庫本支店窓口へお申し出ください。

■改正の内容

- ・第7条（手形、小切手の支払い）
　　払戻請求書の取扱い開始のため改正
- ・第12条（手数料等の引落し）
　　払戻請求書の取扱い開始のため改正
- ・第13条（支払保証）
　　取扱い実態に併せて改正
- ・第16条（印鑑照合等）
　　払戻請求書の取扱い開始のため改正

第7条（手形、小切手の支払い）

- (3) 当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。
- 届出または登録の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。
 - 小切手を使用する方法。
- (4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。

第12条（手数料等の引落し）

- (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定から

その金額を引落すことができるものとします。
第 13 条（支払保証）
小切手の支払保証はしません。
第 16 条（印鑑照合等） (1) 手形、小切手、払戻請求書または諸届書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

■適用開始日

2026 年 1 月 5 日（月）

以 上